# 市川市避難行動要支援者支援プランの概要

**〇策定の背景**

平成 25 年に改正された災害対策基本法において、避難行動要支援者名簿の作成等が規定（義務化）され、これを制度として運用していくにあたり、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、市区町村地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、その下位計画として支援プランを策定することが適当であるとの内閣府の指針を受け、策定したものとなります。

## 1．目的

災害に備え、自らの身は自らで守るという「自助」を基本に、地域や近隣の住民が助け合うという「共助」、行政機関等による支援活動「公助」を併せ、「自助・共助・公助」の関係と役割を明らかにしながら、避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施することができる体制を整備します。

## 2．主なポイント

### （１）避難行動要支援者情報の把握・共有

避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、避難施設等での生活支援を的確に行うためには、平常時から避難行動要支援者情報の把握とその共有が必要になることから、市は基礎となる名簿を作成します。

ア）災害対策基本法に規定された避難行動要支援者名簿として、２種類の名簿を作成します

①全体名簿

市が定めた登載対象者について、市役所内の関係部署等から個人情報を収集し作成する名簿

②共有名簿

平常時から自治(町)会や民生委員（以下「避難支援等関係者」という。）へ情報の提供をするため、全体名簿に登載された避難行動要支援者本人に、提供の同意を得た者を登載した名簿

イ）避難支援等関係者へ共有名簿を提供するに際し、情報漏えいを防止するため覚書を締結します

### (2) 個別避難計画（個別支援シート）の作成

個別避難計画（個別支援シート）は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難を円滑に実施するため、個人個人の身体状況や疾病状況、緊急連絡先、親族や家族の状況、支援時の留意点、避難支援者、避難先などを平常時から本人・家族、避難支援等関係者で把握しておくためのものです。

本シートは令和３年５月の災害対策基本法の改正により作成が努力義務となった個別避難計画に位置付けるものとなります。

この個別避難計画の作成を通し、災害時への備えを進め、情報の取得・発信や安否確認の方法等について整理できるとともに、「顔の見える関係づくり」の推進につながります。

### （3）避難行動要支援者への支援体制（市）

市は、災害時において避難行動要支援者支援を迅速かつ的確に行うため、被災生活支援本部に福祉班を設置し、以下のような支援業務を所管します。

ア）避難行動要支援者の安否・動向確認

イ）避難行動要支援者対策の立案・管理

ウ）福祉避難所の開設、運営

エ）在宅避難者への支援　など

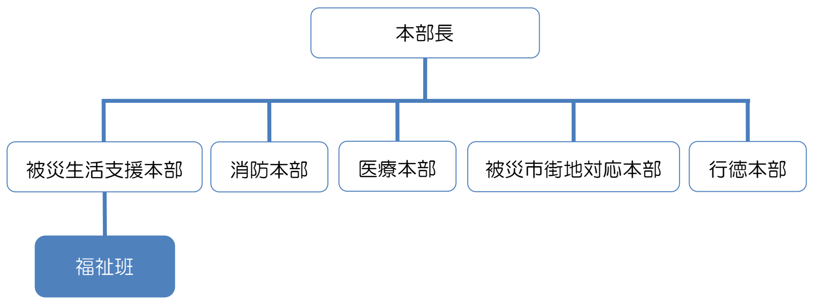


### （4）平常時及び災害時における活動のイメージ図（今後構築を進める体制案）

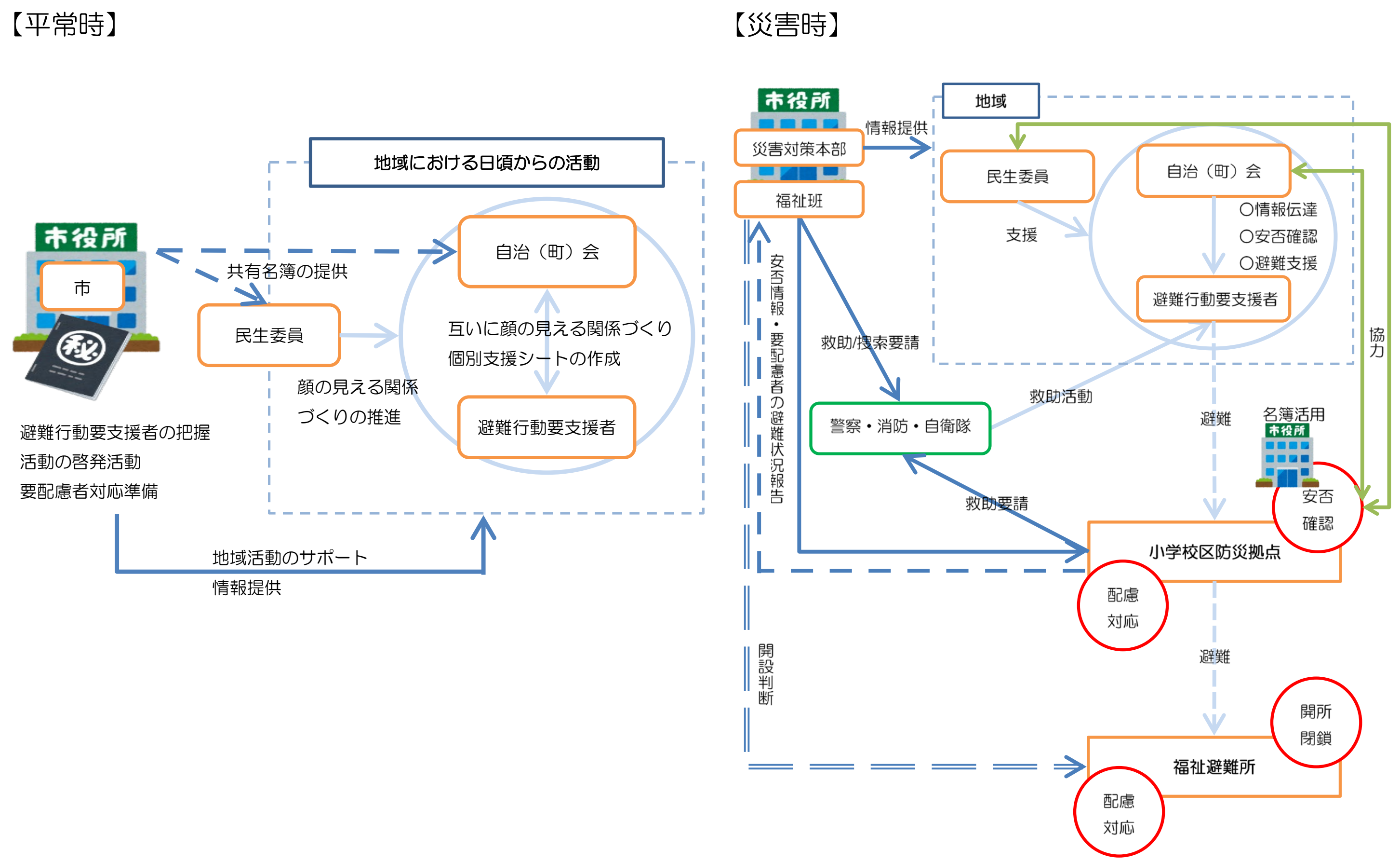


### （5）避難所等における支援

避難所や福祉避難所における避難行動要支援者への対応については、市の作成する「避難所マニュアル」に基づき実施します。また、避難所での見守り体制については、原則として家族等が行うものとしつつ、相談窓口の設置や相談対応について各マニュアルに基づく対応に努めます。